

告 示

秋田市告示第85号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第3項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地
秋田市山王一丁目1番1の一部、1番2、2番1および2番2
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 当該区域は土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第9号に該当する。

